

施設共用課題審査委員会規則

平成28年4月1日
28ビ（規則）第2号
最終改正 令和5年4月1日
令05基（規則）第13号

（設置目的）

第1条 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「機構」という。）量子技術基盤研究部門が保有する共用施設（以下「共用施設」という。）に応募された利用課題について、透明性・公平性のある審査・評価を実施するため、高崎量子応用研究所並びに関西光量子科学研究所（木津地区）及び関西光量子科学研究所（播磨地区）にそれぞれ施設共用課題審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌業務）

第2条 委員会は、共用施設に応募された利用課題の課題選定及びその配分利用時間等に関わる事項について審議する。

- 2 委員会は、前項に掲げる事項について、部門長の諮問に応じて審議し、答申する。
- 3 委員会は、第1項に掲げる事項について、自ら審議し、部門長に意見具申することができる。

（組織）

第3条 委員会は、委員長及び専門委員若干名をもって組織する。

（委員長）

第4条 委員長は、機構の職員又はこれ以外の者で学識経験のある者、若しくは産業利用・応用等で技術開発経験のある者のうちから、部門長が指名又は委嘱する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する専門委員がその職務を代理する。

（専門委員）

第5条 専門委員は機構の職員又はこれ以外の者で学識経験のある者、若しくは産業利用・応用等で技術開発経験のある者のうちから、部門長が指名又は委嘱する。

（任期）

第6条 委員長及び専門委員の任期は、1事業年度内の期間とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員が生じた場合の補欠の委員長及び専門委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（開催）

第7条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員長のほか、委員総数の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 3 委員会の議事は出席者の過半数の賛成をもって決する。ただし、可否同数の場合は委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、専門委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（答申及び意見具申）

第8条 委員会は、諮問に対して答申するとき、又は意見具申するとき、それぞれ答申書又は意見具申書を部門長に提出する。

（守秘義務）

第9条 委員長及び専門委員並びに委員会に携わる者は、職務上知り得た情報を正当な理由なく

他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、量子技術基盤研究部門研究企画部が行う。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月1日31ビ (規則) 第7号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年12月1日令02ビ (規則) 第4号)

この規則は、令和2年12月1日から施行する。

附 則 (令和3年7月1日令03ビ (規則) 第2号)

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

附 則 (令和5年4月1日令05基 (規則) 第13号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。